

2022年5月23日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

【改正表】

2022年 税理士受験対策シリーズ 相続税法 理論サブノート

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2022年 税理士受験対策シリーズ

相続税法 理論サブノート (2021年8月23日 第21版発行)

ISBN 978-4-86486-852-5 C1034

改訂内容

改訂頁	改訂箇所
P. 38～41 問題3-4	別紙に差替えてください。
P. 88～90 問題5-3	別紙に差替えてください。

※ 本文中の下線部分が改訂箇所となります。

課税価格

問題 **3-4** 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税**〔1〕 適用要件** (措法70の2①、②) ★★

令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、その贈与の年の翌年3月15日までにその住宅取得等資金の全額を住宅用家屋の新築、取得、増改築等又はこれらの住宅用家屋の新築、取得、増改築等とともにするその敷地の用に供されている土地等の取得（家屋の新築に先行してする土地等の取得を含む。）のための対価に充てた場合（特別の関係がある者から新築、取得、増改築等をする場合を除く。）において、同日までにその住宅用家屋をその特定受贈者の居住の用に供したとき又は同日後遅滞なく居住の用に供することが確実であると見込まれるときは、その贈与により取得をした住宅取得等資金のうち一定の住宅資金非課税限度額（既にこの規定の適用を受けた部分の価額を控除した残額）までの金額については、贈与税の課税価格に算入しない。

（注）特定受贈者は、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 居住無制限納税義務者又は非居住無制限納税義務者
- (2) 贈与の年の1月1日において18歳以上
- (3) 贈与の年の合計所得金額が2,000万円（新築、取得、増改築等をした住宅用家屋の床面積が一定の規模未満である場合には、1,000万円）以下

〔2〕 申告要件 (措法70の2⑭、⑮) ★★

この規定は、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、贈与税の期限内申告書に一定の事項を記載し、かつ、一定の書類を添付した場合に限り、適用する。

〔3〕 修正申告 (措法70の2④) ★★

〔1〕の規定の適用を受けた特定受贈者が、住宅取得等資金の取得をした年の翌年3月15日後遅滞なくその特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより〔1〕の規定の適用を受けた場合において、住宅用家屋をその年12月31日までにその特定受贈者の居住の用に供していなかったときは、〔1〕の規定は適用しない。この場合において、その特定受贈者は、その年12月31日から2月以内に、〔1〕の規定の適用を受けた年分の贈与税についての修正申告書を提出し、かつ、その期限内にその申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

〔4〕 住宅資金非課税限度額 (措法70の2②) ★★

次の区分に応じ、特定受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額をいう。

- (1) その住宅用家屋がエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用家屋、地震に対する安全性に係る基準に適合する住宅用家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用家屋として一定のものである場合
…1,000万円
- (2) その住宅用家屋が(1)に規定する住宅用家屋以外のものである場合
…500万円

〔5〕 災害により滅失した場合 (措法70の2①、⑧、⑨) ★**(1) 申告期限前に災害があった場合**

令和5年12月31日までの間にその直系尊属からの贈与により金銭の取得をした個人が、その金銭を住宅用家屋の新築、取得、増改築等の対価に充ててその贈与の年の翌年3月15日までにその新築、取得、増改築等をした場合には、その新築、取得、増改築等をした住宅用家屋が災害（震災、風水害、火災その他一定のものをいう。以下同じ。）によって滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。以下(2)において同じ。）をしたことにより同日までにその居住の用に供することができなくなったときであっても、その個人は、〔1〕の規定の適用を受けることができる。

(2) 申告期限後に災害があった場合

住宅取得等資金について〔1〕の規定の適用を受けた特定受贈者が、住宅取得等資金の取得をした年の翌年3月15日後遅滞なくその特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより〔1〕の規定の適用を受けた場合において、住宅用家屋が災害により滅失をしたことによって居住の用に供することができなくなったときは、〔3〕の規定は適用しない。

[6] 災害により居住の用に供せない場合 (措法70の2①、⑩、⑪) ★**(1) 申告期限前に災害があった場合**

令和5年12月31日までの間にその直系尊属からの贈与により金銭の取得をした個人が、その金銭を住宅用家屋の新築、取得、増改築等の対価に充ててその新築、取得、増改築等をする場合には、災害に基因するやむを得ない事情によりその贈与の年の翌年3月15日までにその新築、取得、増改築等ができなかったときであっても、その個人は、〔1〕の規定の適用を受けることができる。この場合、〔1〕〔3〕において、翌年3月15日とあるのは、翌々年3月15日とする。

(2) 申告期限後に災害があった場合

住宅取得等資金について〔1〕の規定の適用を受けた特定受贈者が、住宅取得等資金の取得をした年の翌年3月15日後遅滞なくその特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより〔1〕の規定の適用を受けた場合において、災害に基因するやむを得ない事情により住宅用家屋をその年12月31日までにその特定受贈者の居住の用に供することができなかったときにおける〔3〕の規定の適用については、その年12月31日とあるのは、贈与の年の翌々年12月31日とする。

相続時精算課税

問題 **5-3** 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例

〔1〕 適用要件 (措法70の3①、②、③) ★★

令和5年12月31日までの間にその年1月1日において60歳未満の者からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者^(注)が、その贈与の年の翌年3月15日までにその住宅取得等資金の全額を住宅用家屋の新築、取得、増改築等又はこれらの住宅用家屋の新築、取得、増改築等とともにするその敷地の用に供されている土地等の取得（家屋の新築に先行してする土地等の取得を含む。）のための対価に充てた場合（特別の関係がある者から新築、取得、増改築等をする場合を除く。）において、同日までにその住宅用家屋をその特定受贈者の居住の用に供したとき又は同日後遅滞なく居住の用に供することが確実にであると見込まれるときは、その特定受贈者については、相続時精算課税の規定を準用する。

（注） 特定受贈者は、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 居住無制限納税義務者又は非居住無制限納税義務者
- (2) 贈与をした者の直系卑属である推定相続人（孫を含む。）
- (3) 贈与の年の1月1日において18歳以上

〔2〕 申告要件 (措法70の2②) ★★

この規定は、贈与税の期限内申告書に一定の事項を記載し、かつ、一定の書類を添付した場合に限り、適用する。

〔3〕 届出書の提出 (法21の9②) ★★

〔1〕の規定の適用を受けようとする者は、贈与税の期限内申告書の提出期限内に〔1〕の贈与をした者からのその年中における贈与により取得した財産について相続時精算課税選択届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

〔4〕 修正申告 (措法70の3④) ★★

〔1〕の規定の適用を受けた特定受贈者が、住宅取得等資金の取得をした年の翌年3月15日後遅滞なくその特定受贈者の居住の用に供することが確実にであると見込まれることにより相続時精算課税選択届出書を提出していた場合において、住宅用家屋をその年12月31日までにその特定受贈者の居住の用に供していなかったときは、その届出書は提出していなかったものとみなす。この場合において、その特定受贈者は、その年12月31日から2月以内に、〔1〕の規定の適用を受けた年分の贈与税についての修正申告書を提出し、かつ、その期限内にその申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

〔5〕 災害により滅失した場合 (措法70の3⑧、⑨) ★

(1) 申告期限前に災害があった場合

令和5年12月31日までの間にその年1月1日において60歳未満の者からの贈与により金銭の取得をした個人が、その金銭を住宅用家屋の新築、取得、増改築等の対価に充ててその贈与の年の翌年3月15日までにその新築、取得、増改築等をした場合には、その新築、取得、増改築等をした住宅用家屋が災害（震災、風水害、火災その他一定のものをいう。以下同じ。）によって滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。以下(2)において同じ。）をしたことにより同日までにその居住の用に供することができなくなったときであっても、その個人は、〔1〕の規定の適用を受けることができる。

(2) 申告期限後に災害があった場合

住宅取得等資金について〔1〕の規定の適用を受けた特定受贈者が、住宅取得等資金の取得をした年の翌年3月15日後遅滞なくその特定受贈者の居住の用に供することが確実にであると見込まれることにより〔1〕の規定の適用を受けた場合において、住宅用家屋が災害により滅失をしたことによって居住の用に供することができなくなったときは、〔4〕の規定は適用しない。

[6] 災害により居住の用に供せない場合 (措法70の3⑩、⑪) ★**(1) 申告期限前に災害があった場合**

令和5年12月31日までの間にその年1月1日において60歳未満の者からの贈与により金銭の取得をした個人が、その金銭を住宅用家屋の新築、取得、増改築等の対価に充ててその新築、取得、増改築等をする場合には、災害に基因するやむを得ない事情によりその贈与の年の翌年3月15日までにその新築、取得、増改築等ができなかったときであっても、その個人は、〔1〕の規定の適用を受けることができる。この場合、〔1〕〔4〕において、翌年3月15日とあるのは、翌々年3月15日とする。

(2) 申告期限後に災害があった場合

住宅取得等資金について〔1〕の規定の適用を受けた特定受贈者が、住宅取得等資金の取得をした年の翌年3月15日後遅滞なくその特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより〔1〕の規定の適用を受けた場合において、災害に基因するやむを得ない事情により住宅用家屋をその年12月31日までにその特定受贈者の居住の用に供することができなかったときにおける〔4〕の規定の適用については、その年12月31日とあるのは、贈与の年の翌々年12月31日とする。